

空港分野における経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び省令において使用する用語の例によるものとする。

令和7年8月1日

◆空港

問 1

空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下この号において同じ。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の特定重要設備として、省令で飛行場灯火（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四条第二号に規定する飛行場灯火をいう。）の光度を速やかに制御できる装置（電流を調整する機能を有する部分に限る。）と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

（答）

- 具体的には、以下の設備が空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の特定重要設備として該当します。
- ・ 航空法施行規則第百十七条第一項第三号において設備することとなっている、光度を速やかに制御できる装置のうち、電流を調整する機能を有する定電流調整装置（CCR）

問 2

空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- イ 電流の制御の用に供する基板
- ロ 電流値を表示する機能を有する装置
- ハ 電流値を操作する機能を有する装置
- ニ 電流の制御の用に供するソフトウェア

（答）

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
- ・ イ 制御基板
 - ・ ロ 表示パネル
 - ・ ハ 操作パネル
 - ・ ニ 制御ソフトウェア

問 3

空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項に規定する公共施設等運営事業に係る特定重要設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項に規定する公共施設等運営事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

【維持管理】

特定重要設備の機能及び状態の確認、構成設備の部品交換、部品交換等に伴う制御ソフトウェアの変更

【操作】

特定重要設備の操作

問 4

空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項に規定する公共施設等運営事業における特定重要設備（CCR）の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- CCRの機能に関する変更には、CCRの電流を調整する作用の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）が該当します。
- また、これに加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合も含まれますが、具体的にどのような変更が機能に関する変更に関連するものかについては、必要に応じてご相談ください。
- なお、プログラムのアップデート等に伴い当該プログラムのバージョンや名称が変更される場合であっても、その変更が特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」には該当しません。

問 5

空港の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項に規定する公共施設等運営事業において導入に携わる者には具体的にどのような者が該当しますか。

(答)

- C C Rの「導入に携わる者」とは、具体的にはC C Rの供給者から、当該設備を特定社会基盤事業者が導入するまでに経由する者をいい、導入等計画書等に記載が必要な者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者としていきます。
 - (1) 特定社会基盤事業者とC C Rの供給者との間に介在し、C C Rの供給網の管理その他のC C Rの導入に当たって重要な役割を有する者(例: 商社、販売会社等)
 - (2) C C Rについてサイバーセキュリティに関する対策の実施状況の確認等の妨害行為の防止に関する実施状況の確認を実施する者であって、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者(例: セキュリティテストを実施する者)

問 6

空港分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

(答)

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、空港法、空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律となります。